

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

公開日 2024年02月28日 更新日 2024年02月20日

1 規則等の題名

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例

3 公募する規則等の概要

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則の第2条（研修部門の定員等）及び第4条（受講手続）の内容を改める

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

行政手続条例に基づく意見公募

5 意見公募の期間

令和6年2月28日（水曜日）から令和6年3月28日（木曜日）まで

6 規則等の案

[高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案） \[DOCX: 11.2KB\]](#)

[新旧対照表 \[DOCX: 10KB\]](#)

7 関連資料

[高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則\[PDF：70KB\]](#)

8 規則等案等の資料の閲覧場所

- 高知県ホームページ
- 農業振興部農業担い手支援課
- 高知県立農業担い手育成センター
- 県民室（本庁舎1階）
- 各福祉保健所（須崎を除く）、須崎農業振興センター

9 意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- 電子メール：160101@ken.pref.kochi.lg.jp
- 郵送：〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県農業振興部農業担い手支援課
- FAX：088-821-4519

10 様式（参考）

[意見書様式\[DOC：13.5KB\]](#)

11 意見の提出にあたっての留意点

- 個人の場合は、氏名・住所・電話番号等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地・電話番号を記載してください。
- 提出していただく意見は日本語に限ります。
- 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ご意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- 電話による意見の受付は行っていません。

12 個人情報の利用目的

ご意見に記載された氏名、住所、電話番号については公表しません。また、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

この記事に関するお問い合わせ

高知県 農業振興部 農業担い手支援課

所在地： 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号（西庁舎3階）

地域計画推進担当	088-821-4513
電話： 新規就農支援担当	088-821-4512
地域営農支援担当	088-821-4807

ファックス：088-821-4519

メール：160101@ken.pref.kochi.lg.jp